

規制改革推進会議 農林水産WG  
説明資料

農林水産省

令和3年9月24日

## ■ 森林経営管理制度について

- 森林経営管理制度における課題・要因分析と改善策(進め方等)について .....2
- 所有者不明森林の所有者の特定について .....3
- (参考)体制整備の取組事例や民間事業者が参画している取組事例 .....4

## ■ 国産材の需要拡大、利活用の推進について

- 建築物における木材利用の状況 .....5
- 国産材の需要拡大の将来イメージ .....6
- 国産材の需要拡大・利用促進に向けた戦略 .....7
- 国産材利活用の取組状況と対応策について .....8
- 平成30年の規制改革実施計画に係る林産物JASの記載事項と対応状況 .....9

### (参考)

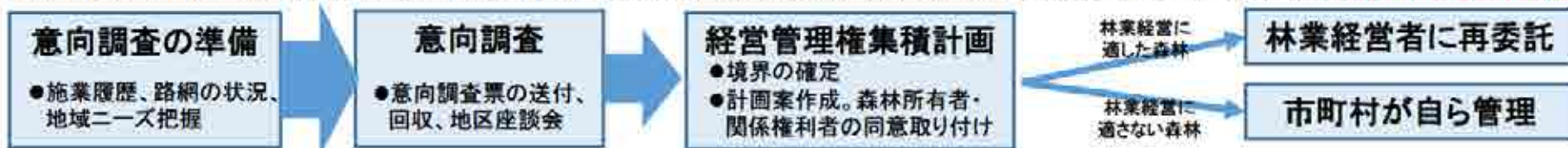
- 林業の現状と課題及び成長産業化に向けた改革の全体像 .....11
- 国産材の利用の現状 .....12
- 木材利用促進の環境整備 .....13
- 付加価値の高い木材製品の輸出促進に向けた取組 .....14
- 建築物の防耐火性能に係る取組事例 .....15
- CLTの利活用の促進 .....16
- 住宅等での国産材活用に向けた取組事例 .....17

# 森林経営管理制度における課題・要因分析と改善策（進め方等）について

《現状》 令和元年度の制度開始以降、私有林人工林を有する市町村の約5割（778）において約40万haの意向調査を実施。このうち、149市町村が約3,500ha（2,300件）の経営管理権集積計画を作成。  
制度創設以降、職員の増員や民間事業者への委託など、体制強化に取り組んだ市町村は8割（R2年度時点）。  
※市町村の林業職員数（一部事務組合等除く）（H30:3,073→R2:3,178人）

## 《要因分析》

- ・膨大な森林所有者、森林情報の整理や境界確定に時間と労力がかかっており、取組を加速するためには、マンパワー不足等の課題に対応していく必要。
- ・計画の作成や森林所有者の同意取り付けには、森林・林業の専門知識等のスキルやノウハウが必要だが、十分ではないため、スキルアップへの取組が必要。



## 《改善策》

### □ 市町村の体制強化（民間事業者の活用やスキルアップ）

#### ○ 地域林政アドバイザー制度等の活用促進 事例1

- ・活用実績：H29:36 → H30:63 → R1:120 → R2:149市町村
- ・意向調査の委託先のうち、3割が森林組合以外の民間事業者
- ⇒ 国が技術者情報を収集し、市町村に提供
- ⇒ 国や都道府県によるアドバイザー養成研修を実施
- ⇒ 地域林政アドバイザーや委託先として民間事業者の参入を促進、自治会（区長）、地元精通者の活用

#### ○ 複数市町村等による連携や都道府県による市町村支援の取組を横展開 事例2、3

- ⇒ 優良事例を整理・分析し、都道府県や市町村の取組を促す
- ⇒ 民間事業者も含む活動組織の設立の事例を横展開

#### ○ 民間事業者への再委託の推進 事例4

- ・林業経営者として、全47都道府県で規模拡大に取り組む株式会社等1,430事業者（株式会社等925、森林組合505）が登録済
- ⇒ 再委託の際には、希望する民間事業者の全てに案内

#### ○ 国の職員が直接、市町村に助言・指導市町村を支援する技術者の養成

- ・市町村への260回超の説明会に職員派遣を実施中
- ⇒ オンラインも活用した説明会で取組回数を向上

### □ 森林・所有者データベースの整備

- ・全ての市町村で林地台帳を整備。航空レーザー計測を国・県が主体となって私有林の約3割で実施。
- ⇒ 国・県の計測結果をクラウド化することで、市町村等が精度の高い森林情報を利用可能に。

### □ ガイドラインの充実

- ・事務のガイドライン（手引）、取組事例集は作成済み
- ⇒ 事例を分析しガイドラインを改訂。事例集の充実。
- ⇒ 新たに、設定の進め方・優先順位付けのロードマップの取組例を市町村に提示

《目標》 令和10年度の集積・集約化目標（基準年（H27）220万ha→最新値（R2）244万→目標（R10）310万ha）の達成に向け、  
○令和5年度には意向調査等を実施した市町村の割合を10割にする（+約65万ha）  
○令和8年度までに10年度目標に必要となる意向調査（約130万ha）を実施する（回答率5割と想定し65万haの2倍を意向調査）

# 所有者不明森林の所有者の特定について

## 《現状》

- 森林所有者を正確に把握するとともに、所有者不明森林への対応のため森林法を累次改正。H24森林法改正により森林の土地の所有者届出を義務化し、あわせて当該者について、固定資産課税台帳情報の内部利用ができることとなった。
- 令和元年度からは民有林が所在する市町村全てで林地台帳の運用を開始するとともに、森林経営管理法において特例措置を制度化。
- 森林経営管理法に基づく意向調査の結果、所有者が不明（宛先不明等）の場合で、かつ、経営管理権集積計画を早期に作成する必要がある場合は、住民票の除票や戸籍の附票等の公的書類を活用して「探索」を行い、所有者の特定に努めている。

## 《森林所有者の特定に向けた取り組み》

### 森林の土地所有者届出制度 (H24年4月～)

- 新たに森林の土地の所有者となった場合に市町村長への届出を義務付け。
- 年間約3万件の届出(令和元年度)

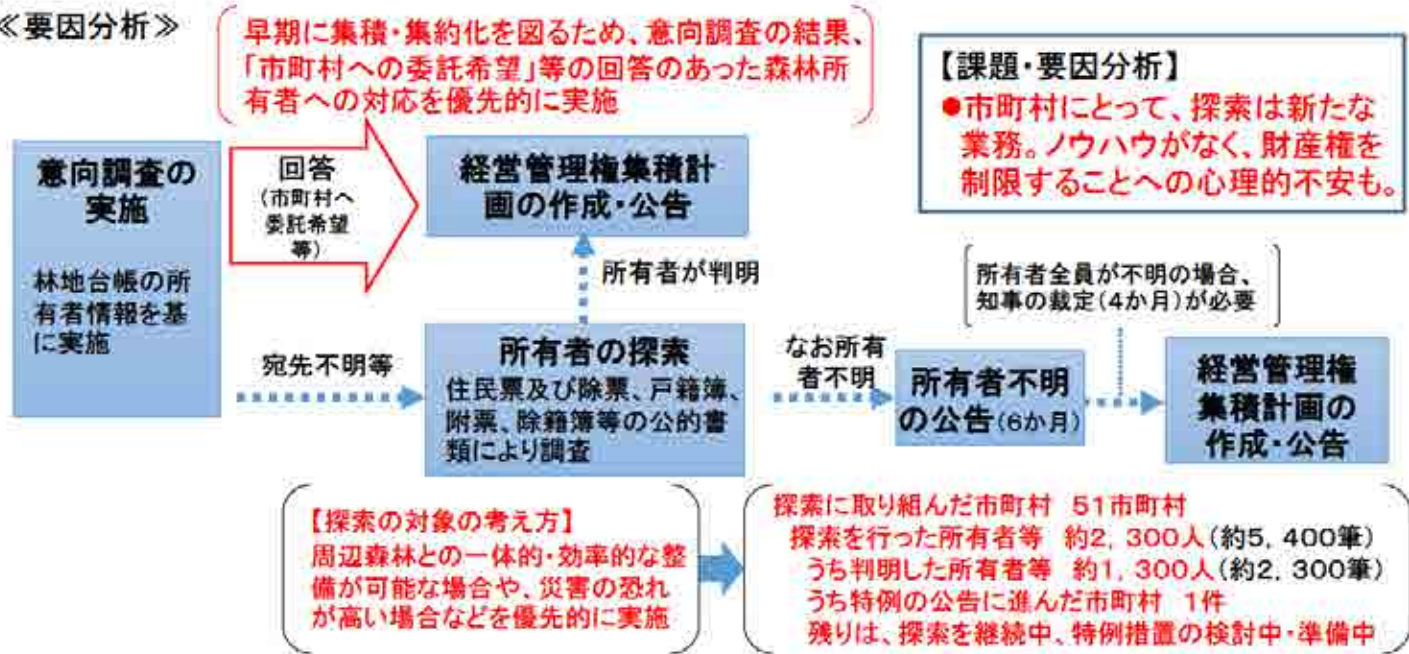
### 林地台帳 (H31年4月～)

- 森林所有者や境界に関する情報を林地台帳として市町村が整備。
- 令和元年度から民有林が所在する全ての市町村(1,614)で運用開始

### 森林経営管理制度 (H31年4月～)

- 森林所有者の所在が不明な場合、探索等の手続きを経て、市町村が経営管理の委託を受けることが可能。
- ※R3年4月に民法等が改正、相続登記を義務化

## 《要因分析》



## 《対応策》所有者不明への対応

### ○ 所有者を見つける(所有者の責務)

- ・ 森林の経営管理の責務は所有者にあることを明確化(森林経営管理法第3条)。
- ☞ 令和2年度から、届出義務のない森林所有者についても固定資産課税台帳の内部利用ができるよう制度改正、森林所有者の意向調査を実施。

### ○ 所有者不明の特例措置の活用に向けた取組

- ☞ 法律の専門家を交え、特例措置活用の考え方や留意点等を整理したガイドラインを作成。
- ☞ 所有者不明森林の探索のノウハウや工程等の知見を調査・整理し、市町村に提供。

### 事例1 地域林政アドバイザー等の事例(地域に根差した取組)

- 各市町村の実情に応じた**地域林政アドバイザーの活用が進展**。
- 森林経営管理制度のみならず、町の森林・林業全般に関する助言・指導により取組を進める事例もある。
- 大規模林業会社や測量会社などでは、複数市町村のアドバイザー業務を受託するなど、**民間事業者の参入・活用も進んでいる**。



○愛媛県久万高原町  
(施業現場の確認)



○熊本県御船町  
(境界の測量)



○鳥取県智頭町  
(事業者の相談対応)

### 事例2 新たな組織(民間団体による協議会)の設立

- 岐阜県郡上市では、**森林経営管理制度の推進母体として、民間団体による協議会を設立**。協議会と市、県の三者会議で連携を密にし、森林経営管理制度を推進。



(※このほか、複数市町村が連携した取組(秩父地域1市4町、愛媛県1市2町)、民間事業者と新たな組織を立ち上げ(岡山県鏡野町)等の事例がある。)

### 事例3 民間事業者の活用とマトリクス表による優先順位付け

- 宮城県登米市では、県が策定したガイドラインを参考に、対象森林や取組の優先順位を地域の関係者と共同で策定。**意向調査等は民間企業に委託**するとともに、管内を16地区に分け、意向調査の**優先順位をマトリクス表として整理**。



地区	意向調査実施済	意向調査未実施	意向調査実施済	意向調査未実施	意向調査実施済	意向調査未実施	意向調査実施済	意向調査未実施
地区A	○	○	○	○	○	○	○	○
地区B	○	○	○	○	○	○	○	○
地区C	○	○	○	○	○	○	○	○
地区D	○	○	○	○	○	○	○	○
地区E	○	○	○	○	○	○	○	○
地区F	○	○	○	○	○	○	○	○
地区G	○	○	○	○	○	○	○	○
地区H	○	○	○	○	○	○	○	○
地区I	○	○	○	○	○	○	○	○
地区J	○	○	○	○	○	○	○	○
地区K	○	○	○	○	○	○	○	○
地区L	○	○	○	○	○	○	○	○
地区M	○	○	○	○	○	○	○	○
地区N	○	○	○	○	○	○	○	○

(マトリクス表(意向調査優先順位例))

### 事例4 民間事業者への森林整備の再委託

- 山形県最上町では、2019年度から取組を開始し、これまでに3団地で経営管理権集積計画を作成・公告(計80ha)。2020年度には2団地で、**民間事業者に再委託し、間伐を実施**。



(施業前の状況)

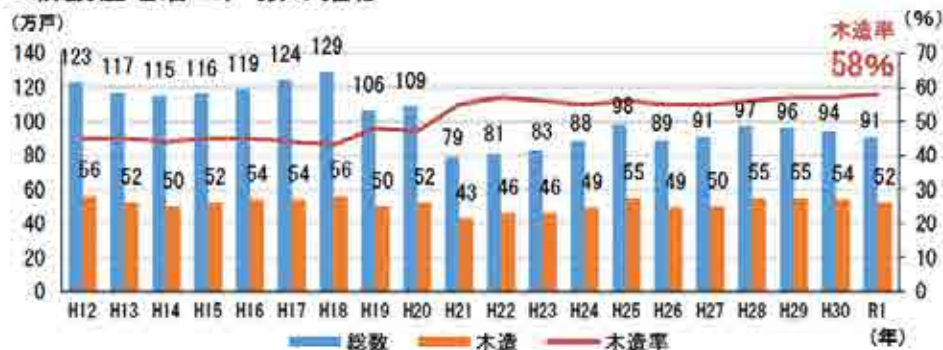


(施業状況)

# 建築物における木材利用の状況

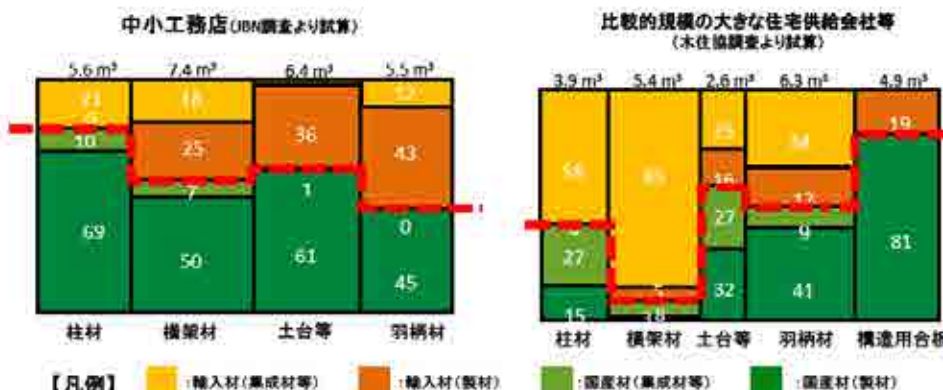
- 新設住宅着工戸数のうち、木造住宅戸数の占める割合は、平成21年以降は横ばいで推移。将来的な人口減少も見据えると、現在木材利用が低位な非住宅・中高層建築分野において木造化を促進していくことが重要。
- 木造率の高い低層住宅についても、国産材率が低い部材があり、これら部材を中心に国産材の活用を更に進めていく必要。
- 建築着工は、中高層建築物を中心に都市部に集中しており、都市部における建築物の木材利用の取組を促進する必要。
- リフォーム市場規模は10年前に比べて1兆円以上増加しており、リフォーム市場において木材需要を喚起していく必要。

## ■ 新設住宅着工戸数の推移



資料:国土交通省「住宅着工統計」  
注:新設住宅着工戸数は、一戸建、長屋建、共同住宅(主にマンション、アパート等)における戸数を集計したものと

## ■ 木造住宅の部材別木材使用割合



資料:「木造住宅における木材の使用状況に関する調査(2017・2018)」(一般社団法人JBN・全国工務店協会)より林野庁作成

資料:「木造軸組工法住宅における国産材利用の実態調査報告書(第5回)(2019)」(一般社団法人日本木造住宅産業協会)より林野庁作成

## ■ 着工床面積に占める都市部の建築物の割合と木造率

	住宅		非住宅	
	都市部	都市部以外	都市部	都市部以外
中高層(4階建て以上)	13百万㎡ (84%)	2百万㎡ (16%)	10百万㎡ (76%)	3百万㎡ (24%)
低層(1~3階建て)	35百万㎡ (58%)	26百万㎡ (42%)	11百万㎡ (48%)	12百万㎡ (52%)
計	48百万㎡ (63%)	28百万㎡ (37%)	20百万㎡ (57%)	15百万㎡ (43%)

資料:国土交通省「建築着工統計」(平成30年度)より林野庁作成  
注1:住宅とは居住専用建築物、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、非住宅とはこれら以外をまとめたものとした。  
注2:都市部とは、三大都市圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、京都府、奈良県)+政令都市(札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)

## ■ 住宅リフォームの市場規模(推計)の推移



資料:公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター  
注:「広義のリフォーム」には、増築・改築工事、エアコンや家具等のリフォームに関連する耐久消費財、インテリア商品等の購入費を含む。

# 国産材の需要拡大の将来イメージ

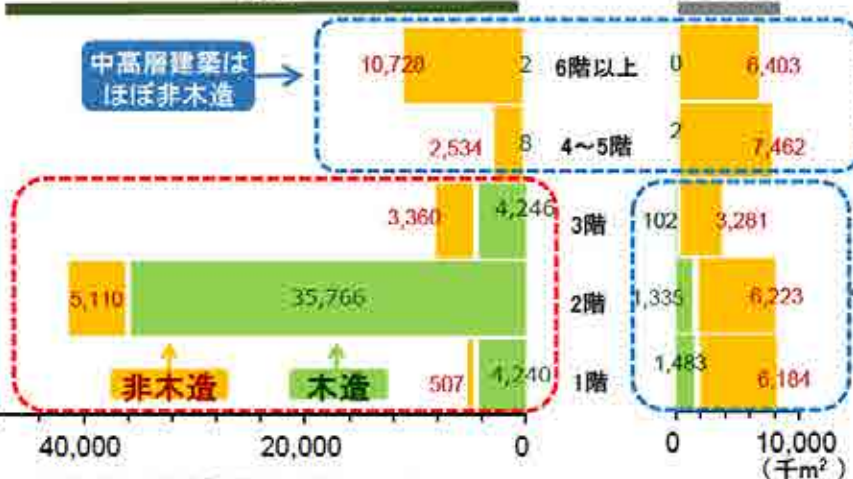
- 国産材は、需要側からは「外材に比べ、ロット・品質など希望する材の供給が不安定なので使いにくい」と指摘。ロットや品質の問題を解決することで、低層住宅における外材から国産材への切り替えにより需要拡大の可能性。
- 現在、非住宅や中高層建築物には木材利用が極めて少ない状況。経済界等の協力を得て、この分野で木材の利用が進めば、更なる需要拡大の可能性。

## 階層別の着工建築物の床面積

住宅

非住宅

中高層建築は  
ほぼ非木造



低層住宅建築  
は鉄骨造(S造)  
が圧倒的多数

資料:国土交通省「建築着工統計」(2020年)  
 注:住宅とは居住専用建築物、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、非住宅とはこれら以外をまとめたものとした。

## 新たな森林・林業基本計画における国産材利用量のKPI

- 国産材の供給量を令和12年までに11百万m<sup>3</sup>増加。
- 生産された丸太は、製材用や合板用など比較的単価の高い建築用材等への利用を大幅に増加。
- 燃料材等は未利用材等の活用を基本とし、建築用材の増に合わせて増加。

国産材の供給量 11百万m<sup>3</sup>増  
 (31百万m<sup>3</sup> → 42百万m<sup>3</sup>)

※括弧内はR元→R12  
 ※四捨五入の関係で計が合わない場合がある。

## <用途別の利用量の目標>

建築用材等 (製材・合板用等)	燃料用 パルプ・チップ用	輸出 その他
7百万m <sup>3</sup> 増 (17百万m <sup>3</sup> →24百万m <sup>3</sup> )	2百万m <sup>3</sup> 増 (10百万m <sup>3</sup> →13百万m <sup>3</sup> )	2百万m <sup>3</sup> 増 (3百万m <sup>3</sup> →5百万m <sup>3</sup> )

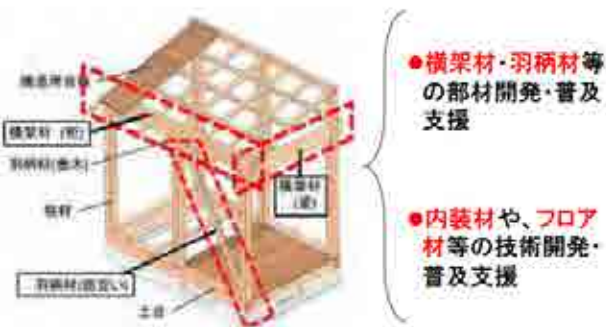
※括弧内はR元→R12

- 低層住宅分野については、引き続き主要な木材需要先として重視しつつ、特に国産材の利用の割合が低い部材等において国産材の活用を進めていく。
- 一方で、今後の住宅需要の減少も見据え、現在木材がほとんど活用されていない非住宅・中高層建築物の分野の木造化・木質化を進めていくことが重要。

# 国産材の需要拡大・利用促進に向けた戦略

## <低層住宅における更なる国産材活用>

### 【木造軸組構法】



横架材、羽柄材は国産材の活用が低位

### 【ツーバイフォー工法】



●国産材2×4部材に関する技術開発・普及支援

枠組の部材は、国産材の活用が低位

## <低層非住宅建築物・中高層建築物における需要拡大>



中高層建築物  
(※鉄骨造+木造の混構造10階建て共同住宅)



木造非住宅建築物  
(※JAS構造材を活用した商業ビル)

●中大規模木造建築物の設計者の育成



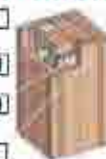
●耐火部材の開発普及支援

荷重支持部

燃え止まり層

燃え止まり層

燃え代層



・コスト削減  
・断面の縮小化等

●CLT等の中高層木造モデル実証支援等の利用拡大支援



スギのCLT



●構造計算に対応できるJAS無垢材の普及支援

●国産材2×4部材の利用拡大支援

## <更なる需要拡大に向けて>

### 【先端デジタル技術の導入】

大規模木造建築での円滑な国産材調達や設計・施工の効率化等を図るための木造建築BIM構築の取組など



3次元の形状情報イメージ

### 【木造建築市場への投資環境の整備】

建築物の木造化・木質化に投資を呼び込んでいくため、木材利用の地球温暖化防止への貢献等がESG投資等において評価されるための指標等の検討など



地域材を活用したオフィス

木材利用促進の環境整備等

### 【木材利用の喚起】

●川上から川下までの関係者による木材利用のネットワークづくり

### 【木材利用の意義の広報】

●木の良さや木材利用の意義に関する情報発信、木を活用した優良な製品・取組の顕彰等による消費者理解の醸成

### 【「木育」活動】

●子どもへの森林・木材利用に関する教育機会の提供等

### 【木材輸出の拡大】

●高付加価値な木材製品の輸出を拡大



# 国産材利活用の取組状況と対応策について

## 木材利用拡大の機運醸成

### 【これまでの主な取組】

- ・店舗やオフィスの内装木質化等の利用者への効果の実証、事例集の取りまとめ・発信。
- ・改正木材利用促進法を踏まえ、川上から川下までの各界の関係者が一堂に会した官民協議会(通称「ウッド・チェンジ協議会」)を9月13日に立上げ。



ウッド・チェンジ協議会の様子

### 【今後の取組】

- ・同協議会において、低層店舗、中規模ビル等の木造化・木質化における課題や解決策を検討。木造の設計に係るモデルや課題への対応の優良事例などを取りまとめて共有し、木材利用に向けた取組を促進。

## 防耐火

### 【これまでの主な取組】

- ・建築基準法の改正等を踏まえ、新たな部材・構造等の実用化に必要な技術開発等を支援。
- ・木質耐火部材等の実証支援を通じて、普及を推進。

※ 新たな部材・構造等の具体的な仕様について、建築基準法の防耐火に係る基準に適合するため、実験データ等に基づき告示化が必要。  
※ さらに、現場ではより詳細な設計上の仕様の整備等も必要。

### 【今後の取組】

- ・平成30年建築基準法改正を踏まえた技術開発・普及の取組を継続。



部材のデータ収集(イメージ)

## 木造に取り組む設計・施工者の育成

### 【これまでの主な取組】

- ・建築物への木材利用に必要な知見を有する設計者・施工者の育成に向け、以下の取組を実施。  
①木質耐火部材やCLT等の活用に係るマニュアルの作成・普及  
②設計・施工等の技術的な面に関する講習会等の実施



CLT設計施工マニュアル

### 【今後の取組】

- ・今後、新たな基準の合理化等に即して、引き続き環境整備を行い、木造に取り組む設計者・施工者の育成を支援。

## CLT

### 【これまでの主な取組】

- ・合理的な設計を可能とするため、国交省と連携して樹種、層構成ごとの強度データの取得・告示化等を実施。

### 【今後の方針】

- ・CLTの普及に向けた新ロードマップ(※)に基づき、建築基準・材料規格の合理化等の各種課題への対応に向けた取組を実施。



部材のデータ収集(イメージ)

※ 令和3年3月 CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議 決定

## 木材輸出

### 【これまでの主な取組】

- ・輸出先国の規格、植物防疫条件や販売規制等に関する調査を実施。
- ・木材製品の普及・PR活動等を実施。



日本式木造技術講習会

### 【今後の取組】

- ・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき、以下の取組を実施。  
①製材・合板の輸出に対応した産地形成等を支援  
②日本式木造住宅の輸出に向け、技術者の育成等を強化

## JAS

### 【これまでの主な取組】

- ・JAS構造材の利用拡大を促進するため、工務店等が行う非住宅建築物等を対象としたJAS構造材の利用実証への支援を実施。



### 【今後の方針】

- ・強度性能や含水率等が明確な機械等級区分のJAS製品の利用促進のため、製品の性能検証など利用実態に即した区分や基準の合理化に向けた取組を推進。

## 平成30年の規制改革実施計画（平成30年6月）

地域経済を担う中小の木材製品生産者が、特徴ある多品種少量の木材を、新たな建築用途向けに円滑に出荷できるよう、その条件となる日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく認証取得について、**JAS認証の料金体系**や、**取得支援体制の在り方**、**工場単位ではなく木材製品単位で品質を認証する方策の導入**などを含めた、幅広い木造建築の利用に資する品質を保證する仕組みの見直しを行う。その際、事業形態の異なる様々な利用者の認証に係る負担の実態把握を行い、利用者の事業形態に即した負担水準となるよう、必要に応じ、その軽減策を講ずる。

（平成30年11月に登録認証機関等の関係者に実態調査を実施。）

## 主な項目の対応状況

記載内容	措置内容
<b>【JAS認証の料金体系】</b> 認証に係るコストの低減	○措置済み ・従来の検査方法では、10日～30日間に製材するロットごとに、複数本を抽出して破壊検査を実施している。 ・ <b>新たな検査方法</b> では、 <b>製造時の品質管理チェックリスト等を確認して格付を実施する</b> 。この方法では、 <b>毎日格付が可能</b> となるため、多品種少量生産であっても格付を <b>その都度実施できる</b> 。 ・従来の方法に加え、新たな検査方法は、 <b>平成31年3月以降導入</b> している。
<b>【取得支援体制の在り方】</b> 認証取得のための支援	○措置済み ・令和元年7月以降、 <b>認証工場になるためのガイド「JAS認証スタートガイド」</b> をホームページに掲載している。 ・また、単独ではJAS認証の取得が難しい <b>中小・零細工場の認証取得を支援</b> するため、令和3年1月、 <b>協同組合化する等</b> により認証取得することが <b>可能になることを周知</b> している。
<b>【工場単位ではなく木材製品単位で品質を認証する方策の導入】</b> 工場認証ではなく製品検査のみによるJASマークの取得	○未措置 ・製品単位での認証を行うためには、含水率を詳細に把握する <b>破壊検査が必須</b> であり、 <b>これに替わる非破壊検査を開発中</b> である。



---

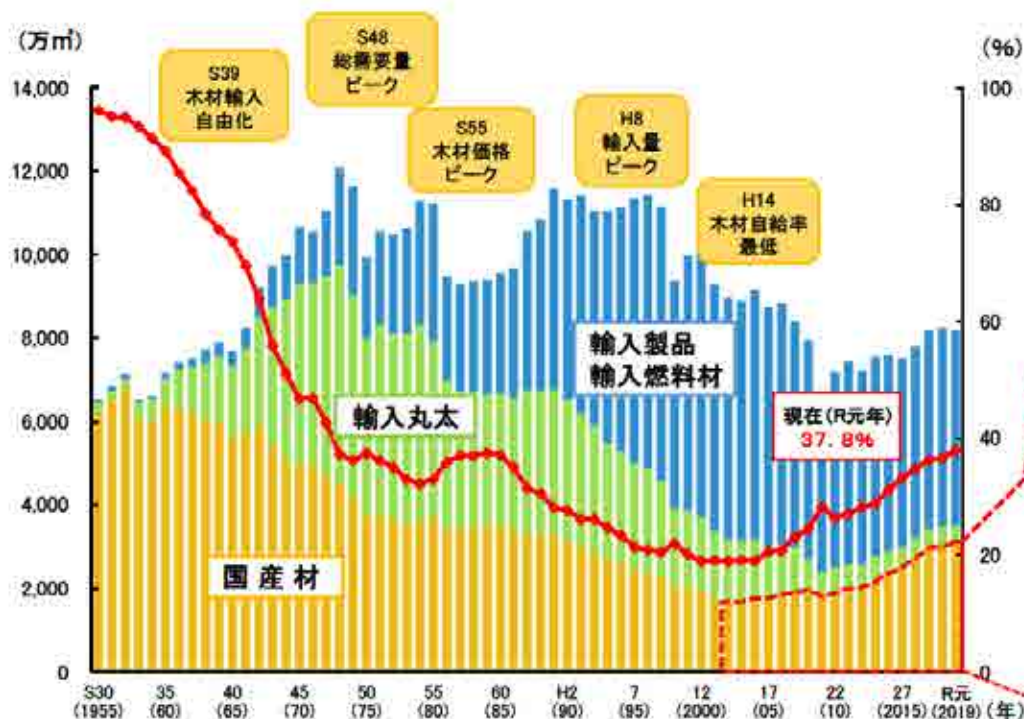
# 木材利用關係 參考資料



## (参考) 国産材の利用の現状

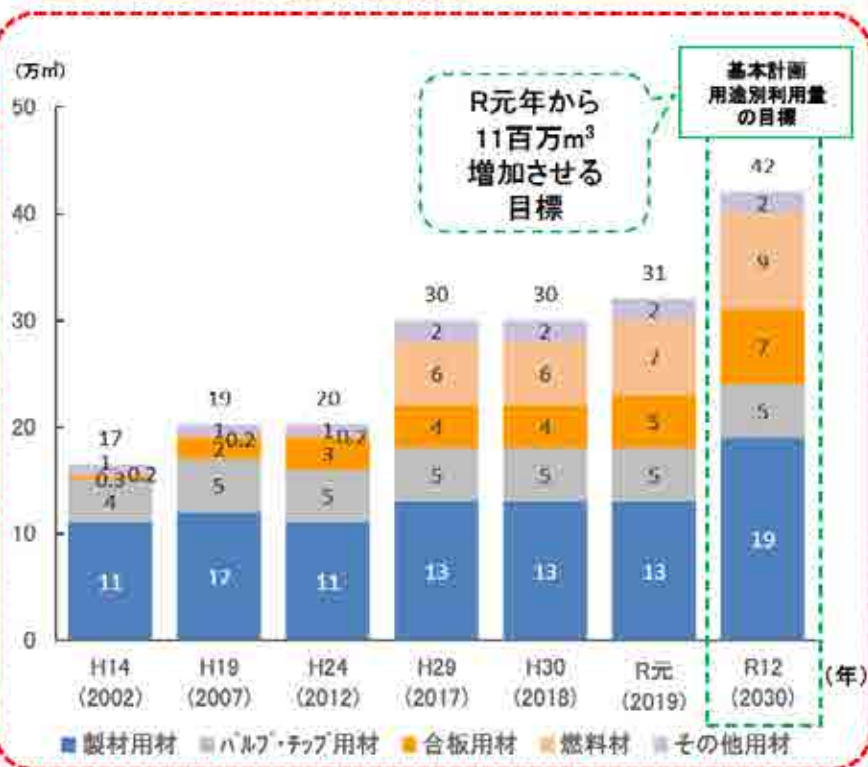
- 我が国では、森林資源の充実や、合板・集成材等への国産材の活用促進により、木材の自給率が回復。
- 主伐期を迎えた我が国の森林資源を循環的に活用しながら、新たな森林管理システムを円滑に進め、意欲と能力のある林業経営者を育成していくことが重要であり、今後、中高層、中大規模、非住宅などの建築物の木造化・内装木質化といった、木材の需要拡大を進めていくことも必要。

### ■ 木材の供給量の推移



資料: 林野庁「木材供給表」  
 注1: 数値の合計値は、四捨五入のため計と一致しない場合がある。  
 注2: 輸入製品には、輸入燃料材を含む。

### ■ 国産材の用途別内訳



資料: 林野庁「木材供給表」等  
 注1: 数値の合計値は、四捨五入のため計と一致しない場合がある。  
 注2: 「燃料材」は、ペレット、薪、炭、燃料用チップである。  
 (ただし、H14、19、24の燃料材には燃料用チップ用材は含まない。)  
 注3: 「その他」とは、しいたけ原木、原木輸出等である。

## (参考) 木材利用促進の環境整備

- ・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が改正(本年10月1日施行)され、木材利用促進の対象が公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大。
- ・民間建築物における木材利用促進に向けて、民間団体・企業によるネットワーク(ウッド・チェンジ協議会)を立上げ。また、木材利用促進に向けた機運を醸成するため、「木づかい運動」などの国民運動を展開。

### 改正木材利用促進法の概要

#### 1 題名・総則の改正

- 題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正
- 本法の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加
- 木材利用の促進に関する基本理念を新設
- 林業・木材産業の事業者は建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努める旨を規定
- 木材利用促進の日(10月8日)、木材利用促進月間(10月)を制定

#### 2 建築物における木材の利用の促進に関する施策の拡充等

- 基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般に拡大
- 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進、人材の育成、建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報提供等
- 国・地方公共団体と事業者等による建築物における木材利用促進のための協定制度を創設、国等による協定を締結した事業者等への必要な支援
- 強度・耐火性に優れた建築用木材の製造技術及び製造コスト低減化技術の開発・普及の促進等
- 国・地方公共団体による表彰

#### 3 木材利用促進本部の設置

- 木材利用促進本部を農林水産省に設置
- 基本方針の策定、木材利用の促進に関する施策の実施の推進等

### 民間団体・企業のネットワークの立上げ

○民間建築物における木材利用促進に向け、川上から川下までの各界の関係者が一堂に会し、木材利用拡大に向けた課題や解決方法などについて意見交換を行う民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会(通称「ウッド・チェンジ協議会」)を9月13日に立上げ。

#### 【会長】

隅修三(東京海上日動火災保険株式会社 相談役)

#### 【参加団体・企業】

- ・経済同友会、日本経済団体連合会ほか(経済団体)
- ・日本建設業連合会、住宅生産団体連合会ほか(建設サイド)
- ・全国木材組合連合会ほか(木材供給サイド)
- ・全国森林組合連合会ほか(森林経営サイド)
- ・全国知事会ほか(行政サイド)
- ・民間企業、関係省庁等



### 木材利用促進に向けた国民運動の展開

○木材利用促進月間(10月)が法定されたことを受け、民間企業、業界団体、国、地方公共団体は、10月を中心に様々な行事・イベントや情報発信を予定。(各種メディアを通じたキャンペーン、身近な木材利用やエシカル消費等を普及・啓発する「木づかい運動」など。)



## (参考) 付加価値の高い木材製品の輸出促進に向けた取組

- 林産物輸出額は、増加傾向で推移しており、2012年から2020年にかけて223%増加。丸太輸出から製品輸出への転換を進め、2030年の目標達成を目指す。
- 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月）」において、製材・合板を重点品目に定め、日本式木造住宅等の付加価値の高い木材製品の輸出を促進。

### ■ 林産物輸出額の推移



### 丸太輸出から付加価値の高い製品輸出へ転換

- ① 製品輸出に取り組む木材加工施設を中心に川上から川下までの企業等が連携したグローバル産地を形成。製材で4産地、合板で8企業の輸出産地のリストを公表
- ② 輸出先国・地域の規格に対応した加工・流通施設の整備
- ③ 日本産木材製品のブランディングやマーケティング

2030年の目標達成を目指す

### 日本式木造住宅の輸出に向けた事例

#### 中国向け住宅市場獲得に向けた取組

- 2018年に施行された木構造設計標準(中国)を踏まえ、日本産木材を利用した木造住宅の中国への輸出に向け、木材関連企業が連携し、現地の基準を踏まえた部材の制作、木造技術講習会の開催、商談活動などを実施。



### 製材品輸出の取組事例

#### 米国向けフェンス材市場の獲得に向けた取組

- 企業による国産スギを原料とした米国向け住宅用フェンス材輸出の取組が進展。
- 2021年1~7月の米国向け製材輸出実績は約23億円(対前年比123%増加)。



## (参考) 建築物の防耐火性能に係る取組事例

- ・ 建築物の防耐火性能については、建築基準法に定められた基準に適合する必要があるが、新たな部材や構造等の具体的な仕様については、実験データ等に基づき同法に係る関連告示に示される等が必要となり、さらに、現場ではより詳細な施工上の仕様の整備等も必要となる。
- ・ これまで林野庁では、建築基準法の改正等を踏まえ、こうしたことに資する技術開発等への支援を行ってきたところ。
- ・ 平成30年の建築基準法改正により防耐火規制が合理化され、これまで耐火構造とすることが求められていた柱・壁等の部位について、一定の措置を講ずることにより、木材をそのまま見せる「あらわし」とするなど、これまでよりも性能の高い準耐火構造とすることが可能となったこと等を踏まえ、木質部材の技術開発・普及に関する支援を実施。

### 製材を用いた60分超の準耐火構造 (燃えしろ設計)の技術開発

- 平成30年の建築基準法改正により、60分を超える準耐火構造が位置づけられた。
- 具体的には、「燃えしろ設計」による構造方法について、集成材、LVLは関連告示に75分の仕様が位置づけられている。
- 製材についても、60分超の準耐火性能を有するための条件に関する技術開発を実施。



加熱試験前後の製材柱試験体

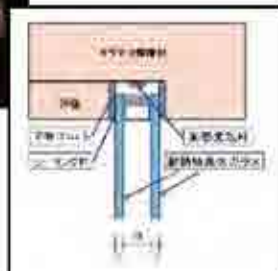
### 木製サッシによる20分超の防火設備 の技術開発

- 平成30年の建築基準法改正により、20分を超える防火設備が位置づけられた。
- 関連告示には、木製サッシによる防火設備は知見不十分のため未だ位置づけられていない。
- このため、20分超の防火性能を有する仕様に関する技術開発を実施。



加熱試験後の木製窓試験体

試験体図例



### 法改正を踏まえた防耐火設計の手引書の作成

- 建築基準法の防耐火基準を実際の建築物の設計・施工上においてどのように満たしていくかについて、一般にわかりやすく例示するための手引書が必要であり、平成28年に第1版が発行。
- 平成30年の建築基準法改正及び令和2年までの関連告示改正に合わせ、詳細な仕様例示のための実験等も実施しつつ、手引書の改訂版を作成中。



平成28年版  
防耐火設計の手引き



## (参考) CLTの利活用の促進

- CLTの利活用の促進に向けて、内閣官房を中心に林野庁、国土交通省等からなるCLT活用促進に関する関係省庁連絡会議を設置。同会議において、川上から川下までの幅広い関係者の意見をヒアリングした上で、CLTの普及に向けた課題と取組事項を整理し、令和3年3月に策定された新ロードマップに基づき、対策を推進。

### CLT (Cross Laminated Timber : 直交集成板)

- CLTとは、ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したパネル。
- 欧米を中心にマンションや商業施設などの壁や床として普及しており、我が国においても国産材CLTを活用した中高層建築物等の木造化による新たな木材需要の創出に期待。



### CLTの普及に向けた新ロードマップ (令和3年3月関係省庁連絡会議決定)【抜粋】

課題	取組事項
CLTの認知度が低い	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル的なCLT建築物等の整備の促進</li> <li>CLTを用いた建築物の評価の向上</li> </ul>
コスト面の優位性が低い	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的な量産体制の構築</li> </ul>
CLTの活用範囲が狭い	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準・材料規格の合理化</li> </ul>
CLTの設計・施工等をしてくれる担い手がみづかりにくい	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計者等の設計技術等の向上</li> </ul>

### ロードマップに基づいた具体的取組

- CLTを活用した普及性や先駆性が高い建築物の設計・建築、街づくり等の実証を支援



- 木材の炭素貯蔵量の表示ガイドラインを公表予定
- ESG投資等において評価される建築物の木材利用に対する評価手法の検討を開始



- 業界団体において寸法の規格化に向けた検討を実施
- CLT製造企業と設計・施工者等との連携構築のためのモデル的な建築実証への支援について検討

- 様々な層構成のCLTについて基準強度の設定(告示)に向けたデータ整備・調査



- 設計者・施工者や建築主等がCLT建築物を選択しやすい環境を整備するため、講習会等の実施や必要なマニュアル等の整備を実施

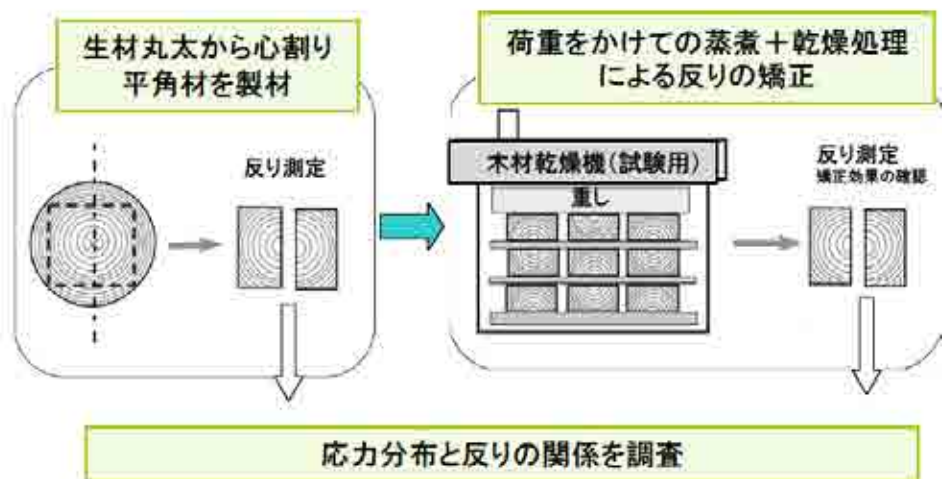


## (参考) 住宅等での国産材活用に向けた取組事例

- 今後国産材の活用を推進していくべき横架材やツーバイフォー部材等について、生産の効率化や製品のバリエーションの拡充などの課題を解消するため技術開発・普及を促進するほか、リノベーションにおける木材活用にも資する内装木質化促進のための取組を実施。

### スギ大径材から効率的に横架材を作成する技術の開発

- 大径材から横架材(平角)を製造する際に、心去り(樹心部を避けた木取り)とするのが合理的であるが、心去りは曲がりや反りが発生しやすい。
- このため、複数取り材の製材段階において、曲がりや反りの特性を把握し、蒸煮・乾燥処理によって挽き割り時に発生する大きなそりを矯正し、直通にする技術を活かした横架材を開発。



- 上記試験結果を用いて実乾燥機を使用した実証試験を実施。



心割り平角棧積状況



実乾燥機搬入状況

### 国産材によるツーバイフォー工法向け横架材の開発

- 現状で国産材率が低いツーバイフォー工法向け部材のうち、特に国産材の活用が進んでいない大きなサイズの部材を国産カラマツ材やスギ材を用いて開発。
- 強度試験等により、外材(SPF)の性能と同等以上であることを確認。



### 内装木質化等の効果の実証・発信

#### 内装木質化等の効果 実証事例集



- 店舗やオフィスを内装木質化し、利用者数の変化などの経済性、利用者の心理面・身体面などへの効果を実証。
- 実証事例集をとりまとめ、内装木質化の効果を発信することにより、内装木質化を促進。